

資料4-1

2024年度 第1回 運営委員会 議 事 概 要

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

日 時：2024年9月25日（水）19時00分～20時00分

場 所：オンライン会議

出席者：

（運営委員）上野 達弘(座長)、椎名 和夫(副座長)、竹内 比呂也(副座長)、
今村 哲也、江草 貞治、加藤 浩一郎、久保田 裕、土屋 俊、
野間 俊彦、芳賀 高洋、大和 淳、脇澤 一弘 各委員
(12名中12名出席)

（監 事）池谷 慎一郎、山神 清和 各監事

（陪 席）野方英樹 SARTRAS 委員

【議事次第】

- 1 CRIC との業務委託契約の締結について
- 2 運営委員会運営規則の制定について
- 3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）について
- 4 謝金等の支払に関する規則の制定について
- 5 ワーキング・グループについて

【配付資料】

- 資料1 業務委託契約書（案）
- 資料2 運営委員会運営規則（案）
- 資料3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）
- 資料4 謝金等の支払に関する規則（案）
- 資料5 2024年度 ワーキング・グループ委員一覧（案）
- 資料6 初等中等教育ワーキング・グループおよび高等教育ワーキング・グループに対して検討を付託する課題（案）

参考資料 改正著作権法第35条運用指針「⑨-3 その他」案

(2022年3月31日 著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ)

【議事の概要】

規約第10条第3項に基づき、上野座長が議長を務めた冒頭、フォーラム運営の継続性の観点から、前期まで事務局を務めていた野方SARTRAS委員が出席することについて確認した。

1 CRIC との業務委託契約の締結について

フォーラム事務局の運営を委託するに当たり著作権情報センターと締結する業務委託契約書について、文言を一部修正の上、別紙1の内容とすることが承認された。

2 運営委員会運営規則の制定について

運営委員会の会議運営に係る規定及びワーキング・グループの設置などについて定めた運営委員会運営規則について、文言を一部修正の上、別紙2の内容とすることが承認された。

3 2024年度事業計画書・収支予算書（案）について

2024年度事業計画書・収支予算書（案）について、文言を一部修正の上、別紙3の内容とすることが承認された。

4 謝金等の支払に関する規則の制定について

運営委員会やワーキング・グループなどに出席した委員に対し支払う謝金額及び交通費の支給基準について定めた謝金等の支払に関する規則について、別紙4の内容で承認された。

5 ワーキング・グループについて

初等中等教育専門ワーキング・グループ、高等教育専門ワーキング・グループ及び著作権法関係有識者専門ワーキング・グループの設置並びに各ワーキング・グループのメンバー及び主査・幹事が承認された（別紙5）。

各ワーキング・グループに付託する課題は次のとおり。

初等中等教育専門ワーキング・グループ及び高等教育専門ワーキング・グループ

あらゆる立場の人々が著作権についての理解を深めることができるような普及啓発活動の方策の検討（別紙6）

著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ

2022年3月開催のフォーラムで示された「改正著作権法第35条運用指針『⑨ー3 その他』案」の完成に向けた、著作権法の面からの調査・検討（別紙7）

この議案に対する主な意見は次のとおり。

- 社会教育機関における教育活動も著作権法35条の対象となるが、同機関の関係者をメンバーに含めることについて今後検討できるとよい。
- 社会教育施設の多くが教育委員会の管轄なので、教育委員会の方を加えることも考えられる。
- 社会教育機関の関係者については、議論に適した人数や、教育関係者と権利者のバランスなどを考えながら今後検討していくことだと思う。
- ワーキング・グループに限らず、メンバーの構成について、ジェンダーバランスや若手の加入など考えていくべき。
- 資料（別紙6）に著作権教育に関する記載があるが、高等教育では著作権教育がほとんど行われていない。議論に当たっては、著作権の教育を行っているかというところから考える必要がある。

業務委託契約書

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「甲」という。）と公益社団法人著作権情報センター（以下「乙」という。）とは、次のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（業務委託）

第1条 甲は、乙に対し、甲の事務局の運営に関する以下の業務（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- （1）甲が行う会議の運営とそれに伴う資料、議事録等の作成
- （2）事業計画、収支予算、事業報告、決算報告の作成
- （3）甲のウェブサイトの作成、更新
- （4）共通目的基金への助成申請、助成を受けた事業の実施及び助成金の管理
- （5）その他甲の運営に必要な事務

（業務遂行上の義務）

第2条 乙は、甲と緊密に連絡を取り、本契約に定められた各条項を誠実に遵守し、善良なる管理者の注意をもって本件業務を遂行する。

（業務費等の負担）

第3条 乙は、本件業務の遂行に要する費用（以下「業務費」という。）に係る請求書を甲に提出し、甲は、乙の請求に基づき、業務費を乙に支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙の要求により必要があると認めるときは、業務費の全部又は一部について概算払をすることができる。
- 3 乙は、前項の概算払の額が本契約の期間中に要した業務費の全額を超過するときは、その超過する金額を甲に返還し、不足するときは、その不足する金額を甲に請求するものとする。
- 4 前項の規定による返還又は請求は、本契約の終了の日から30日以内に行うものとする。
- 5 本契約の締結に要する収入印紙等の費用は、甲乙各自が負担する。

（業務委託の対価）

第4条 甲は、乙に対し、本件業務を委託する対価として毎月末日までに月額金30万円（消費税別）を乙の指定する銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、2024年7月の対価の支払期限は、同年8月末日までとする。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、2024年7月1日から2026年3月31日までとする。

（再委託）

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合に限り、第三者に本件業務を必要な範囲で再委託することができる。ただし、そのために生じた費用は、乙の負担とする。

(監査)

第7条 甲は、乙の本件業務の遂行状況に関して監査をすることができ、必要に応じて、事前に乙に連絡の上、乙の事務所の立入調査を実施することができるものとする。

2 甲は、乙に対し、本件業務の遂行状況について、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙は、本契約の履行に関し、相手方の故意又は過失によって損害を被ったときは、相手方に対し、損害賠償を請求することができる。

(契約解除)

第9条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 本契約に定める条項に違反し、相手方に対して催告をしたにもかかわらず、30日以内に当該違反が是正されないとき。
- (2) 監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受けたとき。
- (3) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。
- (4) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 破産手続開始、民事再生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。
- (6) 解散、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。
- (7) 資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれが認められるとき。
- (8) 前各号に定めるもののほか、本契約を継続し難い相当の事由が発生したとき。

(反社会的勢力の排除)

第10条 甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結時において、自ら（法人（人格なき社団を含む。）の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊詐欺知能暴力集団その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 甲又は乙の一方について、前項の規定による確約に反する事実が判明したときは、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

3 前項の規定により本契約を解除したときは、解除した当事者は、これによる相手方の損害を賠償する責を負わない。

4 第2項の規定により、本契約を解除した場合であっても、解除した当事者から相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

(個人情報の取扱い)

第11条 甲又は乙は、本件業務の遂行において取得した個人情報を、善良なる管理者の注意をもって本件業務の目的の範囲内で取り扱わなければならない。

2 甲又は乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、本件業務に関して取得した個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不正な目的に利用しないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 前2項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後も、同様とする。
- 4 甲又は乙は、本件業務の遂行において取得した個人情報の漏えい、滅失、き損、改ざん又はその他の事故の防止及び安全かつ適正な管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託する場合、事前に甲の承認を得るとともに、乙と同様の必要かつ適切な措置を当該第三者に講ずるよう書面で義務付けなければならない。
- 6 甲又は乙は、次の各号のいずれかの場合を除くほか、第三者に対して個人情報を提供してはならない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 甲又は乙の書面による事前の同意がある場合であって、当該個人が明示的に同意しているとき。
 - (3) 人の生命、身体又は財産の保護若しくは公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき。

(秘密保持)

- 第12条** 甲及び乙は、本件業務の遂行において取得した相手方の秘密情報（本契約の履行のため、甲又は乙が相手方から開示を受けた時点で秘密である旨を指定された情報。以下同じ。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示し、又は漏洩してはならず、本契約の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはならない。ただし、自己の役職員、弁護士、公認会計士及び税理士その他法令又は契約（第6条の規定による再委託契約を含む。）に基づき秘密保持義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合は、自己と同様の秘密保持義務を負わせることを条件に、必要最小限の範囲内で開示することができる。法令に基づき行政官庁、裁判所から秘密情報の開示を求められたときも、同様とする。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する情報については、適用しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に取得していた情報
 - (6) 甲及び乙が機密情報から除外することについて合意した情報
 - 3 秘密保持義務の有効期間は、本契約の締結の日から10年間とする。

(譲渡禁止)

- 第13条** 甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を他に譲渡し、若しくは承継し、又は本契約に基づく権利義務を他に譲渡し、承継し、若しくは担保に供してはならない。

(合意管轄裁判所)

- 第14条** 甲及び乙は、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(協議事項)

- 第15条** 前各条のほか、本契約に関して疑義を生じたときは、甲と乙が誠意をもって協議の上、円満に解決するものとする。

上記の契約の証しとして本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙各 1 通を保有するものとする。

2024 年 7 月 1 日

甲 東京都中野区本町 1 丁目 3 2 番 2 号
ハーモニータワー 2 2 階
公益社団法人著作権情報センター内
著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
座長 上野 達弘

乙 東京都中野区本町 1 丁目 3 2 番 2 号
ハーモニータワー 2 2 階
公益社団法人著作権情報センター
理事長 中戸川 直史

**著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
運営委員会運営規則**

第 1 条 この規則は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約（以下「規約」という。）第 15 条の規定に基づき、運営委員会に関する規約に定めのない事項について規定し、その適切かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第 2 条 運営委員会は、対面又は W E B 会議システムを用いて開催することができる。

第 3 条 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、教育関係委員である副座長、権利者委員である副座長の順でその任に当たる。

第 4 条 運営委員会は座長が招集する。あらかじめ開催日を定めているとき又は運営委員の同意があるときを除き、招集の際は、開催の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した通知（電子メールによる。）を、運営委員会の開催日の 5 日前までに、各運営委員に発しなければならない。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

第 5 条 運営委員及び監事は、運営委員会において知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第 6 条 運営委員会は、必要に応じ、運営委員及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴取することができる。

第 7 条 運営委員会は、必要に応じ、運営委員及び監事以外の者の陪席を求めることができる。

第 8 条 運営委員会は、設置の要綱を定めてワーキング・グループを設置し、特定の課題について調査又は検討を行わせることができる。

- 2 座長は、運営委員会の意見を聞いて、ワーキング・グループの委員を委嘱する。
- 3 座長は、運営委員会の意見を聞いて、前項の委員の中から、ワーキング・グループごとに主査 1 名と幹事 2 名を指名する。

- 4 ワーキング・グループの主査は、当該ワーキング・グループの運営を掌理し、幹事は主査を補佐する。
- 5 ワーキング・グループの主査は、当該ワーキング・グループにおける議事の概要を作成し、座長の求めに応じて、調査又は検討の結果を運営委員会に報告する。
- 6 ワーキング・グループでは、座長の許可を得て、ワーキング・グループの委員以外の者から意見を聴取することができる。

第9条 議案について特別の利害関係を有する運営委員は、当該議案に関する審議及び採決の間、退席しなければならない。ただし、運営委員会が、当該運営委員に対し、運営委員会に出席して意見を述べるよう求めたときは、この限りでない。

第10条 前条の議案の決議について特別の利害関係を有する運営委員は、議決に加わることができない。

第11条 運営委員が、運営委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる運営委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の運営委員会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

第12条 運営委員又は監事が運営委員及び監事の全員に対して運営委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を運営委員会へ報告することを要しない。

第13条 運営委員会は、議事の経過の要領及びその結果について議事の概要を作成し、総会に報告する。

附則

(施行期日)

この規則は、運営委員会において制定の決議をした日(2024年9月25日)から施行する。

2024年度

事業計画書・収支予算書

2024年6月18日から

2025年3月31日まで

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

I. 2024年度事業計画

2024年度は以下の事業を実施する。

1 会議に関する事業

以下の会議を開催し、著作権制度の普及啓発等運営委員会が定める事業について検討する（括弧内は開催を見込む回数）。

（1）総会（2回）

（2）運営委員会（2回）

（3）ワーキング・グループ

ア 初等中等教育ワーキング・グループ（5回）

イ 高等教育ワーキング・グループ（5回）

ウ 著作権法関係有識者ワーキング・グループ（3回）

2 成果物の公表に関する事業

本フォーラムのホームページを新規に開設し、必要な成果物や資料、議事録等を公表する。

3 その他本フォーラムの目的を達成するための事業

授業目的公衆送信補償金制度における共通目的基金への助成申請

1及び2に係る事業の実施に必要な費用について助成申請を行う。

また、本フォーラム又は運営委員会が著作権制度の普及啓発等に係る事業の実施を決定したときには、当該事業に必要な費用について助成申請を行う。

Ⅱ．２０２４年度収支予算

収支予算書

2024 年 6 月 18 日から 2025 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科目	予算額	摘要
1. 経常収益		
受取補助金等	[5,869,000]	
S A R T R A S 助成金	5,869,000	
経常収益計	5,869,000	
2. 経常費用		
事業費	[2,899,000]	
給料手当	1,200,000	委員等への謝金
会議費	(165,000)	
会議費	154,000	会場使用料
お茶代	11,000	飲み物代
旅費交通費	(330,000)	
交通費	10,000	事務局交通費
委員交通費	320,000	委員等交通費
通信運搬費	7,000	郵便料
消耗品費	(85,000)	
事務用品	49,500	事務用品購入費
コピー代	5,500	コピー代
ソフト使用料	30,000	Zoom 使用料
委託費	(814,000)	
L I V E 配信委託	275,000	オンライン会議に係る配信委託料
文字起こし	539,000	会議の文字起こし委託料
支払手数料	(73,000)	
振込手数料	73,000	送金手数料
雑費	225,000	予備費
管理費	[2,970,000]	事務局への業務委託料
管理費負担金	2,970,000	
経常費用計	5,869,000	

**著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
謝金等の支払に関する規則**

第 1 条 この規則は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下「フォーラム」という。）規約第 15 条の規定に基づき、フォーラムが行う会議及び事業に伴う謝金等の支払に関して必要な事項を規定し、その適正な運用を図ることを目的とする。

第 2 条 謝金等を支払う対象者は、次の者とする。ただし、対象者が辞退した場合は、この限りでない。

- （1）総会に出席した有識者委員
- （2）運営委員会に出席した運営委員及び監事
- （3）ワーキング・グループに出席したワーキング・グループ委員
- （4）フォーラム、運営委員会又はワーキング・グループが意見を求めるために出席を要請した委員以外の者
- （5）上記のほか、運営委員会が必要認めた者

2 前項各号の対象者に支払う謝金の額は、別表のとおりとする。

第 3 条 謝金は、対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

2 謝金の支払に当たっては、法令の定めるところに従って所得税の源泉徴収を行った上で、その残額を支払う。

3 対象者が個人事業主又は法人の場合は、消費税を加算して支払う。

第 4 条 第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの規定の対象者が、次の各号に定める路程（最寄り駅から会場までの距離）を移動する場合は、当該各号に定める交通費を支払う。

- （1）片道 60 キロメートル以上 交通費の実費
- （2）片道 100 キロメートル以上 交通費の実費及び特別急行料金（普通席）
- （3）片道 600 キロメートル以上 航空運賃（エコノミークラス）及びその他移動に要した交通費の実費

第 5 条 この規則の改廃は、運営委員会の決議により行うものとする。

附則

（施行期日）

この規則は、運営委員会において制定の決議をした日（2024 年 9 月 25 日）から施行する。

(別表)

(1) 総会に出席した有識者委員

役職	謝金の額	備考
座長	30,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算
座長以外	20,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算

(2) 運営委員会に出席した運営委員及び監事

役職	謝金の額	備考
座長	30,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算
座長以外	20,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算

(3) ワーキング・グループに出席したワーキング・グループ委員

役職	謝金の額	備考
主査	30,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算
主査以外	20,000 円	2 時間を超えるときは、1 時間を超えるごとに 10,000 円を加算

(4) フォーラム、運営委員会及びワーキング・グループが意見を求めるために出席を要請した委員以外の者

会議の出席時間	謝金の額
90 分未満	30,000 円
90 分以上 120 分以下	50,000 円
120 分を超えるとき	30 分を超えるごとに 15,000 円を加算

(5) 上記のほか、運営委員会が必要認めた者
運営委員会が定めた額

2024 年度 ワーキング・グループ委員一覧

（五十音順・敬称略）

＜初等中等教育ワーキング・グループ＞

	今村 哲也	明治大学
	植木 康夫	読売新聞グループ本社
	小熊 良一	群馬大学
	加来 貴光	日本放送協会
	小崎 誠二	奈良教育大学
	鈴木 二正	慶應義塾幼稚舎
	高瀬 浩之	東京都立南葛飾高等学校
	西尾 琢郎	元横浜市立小学校長
主査	芳賀 高洋	岐阜聖徳学園大学
	三上 芳伸	一般社団法人教科書著作権協会
	三田 誠広	公益社団法人日本文藝家協会
幹事	宮澤 優子	伊勢市教育委員会
幹事	脇澤 一弘	一般社団法人日本音楽著作権協会
	涌井 陽一	一般社団法人日本美術著作権連合

＜高等教育ワーキング・グループ＞

	石島 寿道	一般社団法人学術著作権協会
	井上 由里子	一橋大学
幹事	江草 貞治	株式会社有斐閣
	金谷 祐子	協同組合日本脚本家連盟
	喜多 一	京都大学
	椎名 和夫	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
	竹内 敏	日本経済新聞社
	日向 良和	都留文科大学
	森 一郎	千葉大学
	山神 清和	東京都立大学
主査	大和 淳	千葉大学
幹事	山中 弘美	大阪工業大学

＜著作権法関係有識者ワーキング・グループ＞

幹事	生貝 直人	一橋大学
主査	井上 由里子	一橋大学
幹事	今村 哲也	明治大学

令和 6（2024）年 9 月 25 日

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
初等中等教育ワーキンググループおよび高等教育ワーキンググループに対して
検討を付託する課題

著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの最終的な目的は、「著作権（著作隣接権を含む。以下同様）制度への理解を促進し、著作権の保護を図ることで、もって教育現場における ICT 活用教育の推進及び著作物等（著作権及び著作隣接権の対象となるものの総称をいう）の利用促進に資することにある」（「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム規約」第 2 条）。しかし現実にはこれを妨げる要因が存在し、その代表例として以下のようなものが挙げられる。

1) 著作権についての教育現場における誤解

著作権を著作物の利用を妨げる規制として捉える見方があったり、許諾を得ることなく利用できる範囲について教員の視点のみにとらわれた拡大解釈があったりする。

2) 著作権教育のワンパターン化、あるいは不適切さ

現在の著作権教育は、現実には著作権制度全般の網羅的な概要の解説となる場合が多く、著作権と自分の活動がどのように関わっているかを認識し、そこで直面する具体的な課題を解決する力を育成するという視点が欠如しているため、学習対象分野と著作権との関係、学習者が現に有している知識・技能、学習者が何を身に付けるかという目標の違いなどを視野に入れた多様性のある教育が行われていないように思われる。

これらの要因の認識を踏まえ、初等中等教育および高等教育の各ワーキンググループにおいては、あらゆる立場の人々が著作権についての理解を深めることができるような普及啓発活動の方策の検討をお願いしたい。具体的な取り組みとして、著作権教育のためにすでに提供されている教材や指導事例の収集、分析、精査を行うこと、学習者の状況や学習者が目指す目標等に応じた望ましい教材や指導方法のあり方について提言すること、およびグッドプラクティスがすでにある場合にはそれを多様なニーズに応じて体系化して紹介したりすることが考えられるが、実際の検討の内容と方法については各ワーキンググループの判断に委ねる。

各ワーキンググループの主旨に対しては、次回運営委員会に検討の進捗を報告することを求める。可能であれば、2025 年度に本フォーラムによって実施すべき事業の提案も求める。

2022 年 3 月 31 日

（著作権法関係有識者専門ワーキング・グループ作成）

⑨－3 その他

- ① 著作物の複製物のレンタルや、デジタルサービス（デジタル教材、データベース、ワークシート、フォトサービス等）、コンテンツ配信契約、有料放送、有料音楽配信等の著作物提供サービスで利用者に対し示される利用契約において、著作権法第 35 条をはじめとした著作権法の権利制限規定の適用を制約するものと解しうる条項が含まれていることがあります。こうした条項は、「権利制限規定のオーバーライド（上書き）条項」（以下、「オーバーライド条項」）と呼ばれます。利用契約にオーバーライド条項を含む著作物提供サービスから著作物を入手し、35 条で許される利用を行う場合、契約違反となりうるかが問題となります。

著作物提供サービスの利用契約にオーバーライド条項があっても、著作権法上の権利制限規定で認められるはずの利用が当然に契約違反になるわけではありません。オーバーライド条項の有効性が否定され、権利制限規定に基づく利用が契約違反にならない場合もあるとされています。他方で、オーバーライド条項は常に無効となるわけでもありません。

オーバーライド条項の有効性については、著作権法上明確な規定はありません。少なくとも現状では、権利制限規定の趣旨、著作物提供サービス・ビジネス上の合理性、ユーザーに与える不利益の程度、及び不正競争又は不当な競争制限を防止する観点等を総合的に考慮し、個別に判断されることになるということしかできません。

こうした状況を踏まえ、教育機関側は、特にビジネスとして提供される著作物提供サービスの利用契約の内容を理解したうえで利用することが必要です。一方、著作物提供サービス側も、35 条の権利制限が教育の持つ公益性をふまえて設けられたものであることを考慮した利用契約とすることが期待されます。このように、双方の立場や事情の理解の上に立った運用が求められます。

なお、オーバーライド条項が有効である場合、利用契約に違反する行為を行えば契約違反になりますが、契約違反があっても 35 条の範囲内での利用であれば権利制限の適用は受けられますので、著作権侵害にはなりません。もっとも、利用契約の内容が、35 条の制度趣旨である公益性を十分に考慮したものである場合、利用者がその利用契約に反する行為を行えば、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当するとして 35 条の範囲外となり、著作権侵害も成立する可能性が高くなるでしょう。著作権侵害が成立する場合、状況次第では刑事罰の規定が適用される可能性もある点が、契約違反のみが成立する場合と異なります。

- ② コンテンツ配信サービスやデータベースの他、市販の Blu-ray Disc/DVD や地上デジタ

ル放送などにおいて、著作物の複製やアクセスを技術的に制限するコピーガードやアクセスガードなどが施されていることがあります。これらは、これらは、著作権法上、「技術的保護手段等」や「技術的利用制限手段」と呼ばれています（ここでは両者を一括して「技術的保護手段等」と呼びます）。技術的保護手段等を回避して 35 条に係る利用を行うことが著作権法上許されるかどうかが問題になります。

著作権法上、コピーガードやアクセスガードなどの技術的保護手段等を回避して行う私的複製には 30 条の権利制限が及ばないとされており（30 条 1 項 2 号）、また、技術的保護手段等を回避するためのプログラムを公衆に譲渡することや（120 条の 2 第 1 項）、公衆からの求めに応じてそれら手段を回避することは（同条 2 項）、刑事罰の対象になっています。しかし、35 条を含め、私的使用目的以外の権利制限規定に係る利用について、条文上は、技術的保護手段等を回避して行う行為が禁止されているわけではありません。

以上を前提にすると、教員や学生・生徒等がコピーガードを外すなど技術的保護手段等を回避して 35 条の範囲の利用を行うことは許容されるようにもみえます。しかし、技術的保護手段等による利用制限が不可欠なビジネスモデルもある場合、技術的制限保護手段等を回避して行う利用が「著作権者の利益を不当に害すること」に該当することも考えられます。また、技術的保護手段等を回避するには、法律上は譲渡等が禁止されているそれらのプログラムを入手し、技術的保護手段等を回避する必要があります。教員等がそうしたプログラムを入手すること自体は違法でないとしても、こうしたプログラムを公衆に譲渡している他人の著作権法違反行為を助長することになりかねません。技術的保護手段等の回避を行うにあたっては、35 条での利用を目的とする場合でも、これらのことを十分に考慮しなければなりません。また、35 条での利用を目的として技術的保護手段等を回避した著作物を、個人的な目的のために保存し続けて利用することなどは、厳に謹むべきです。

技術的保護手段等が課されている著作物については、著作物に係る利用契約が存在することが多いと考えられます。その場合は、①で述べた契約による権利制限規定のオーバーライド問題も別途検討する必要があります。

なお、以下のような利用方法は、著作権法上、技術的保護手段等を回避する行為には当たりません。

- ・コピーガードの施された市販の Blu-ray Disc/DVD やビデオ配信サービス等のコンテンツについて、教員や学生・生徒が自らのコンピューター上で再生し、その授業映像を授業の履修者に限定して公衆送信すること
- ・コピーガードの施されたコンテンツ配信サービスにより入手した電子書籍について、教員や学生・生徒がスクリーンショットにより複製し、授業の履修者に限定して公衆送信すること

こうした利用が許されるかどうかは、特に、その利用態様が授業に必要と認められる限度の利用であり、且つ「著作権者の利益を不当に害する」ものでないかを検討して 35

条の範囲内の利用に該当するかを判断することになります。なお、こうした利用に関して著作物に係る利用契約が存在する場合には、①で述べた契約による権利制限規定のオーバーライド問題を参照してください。